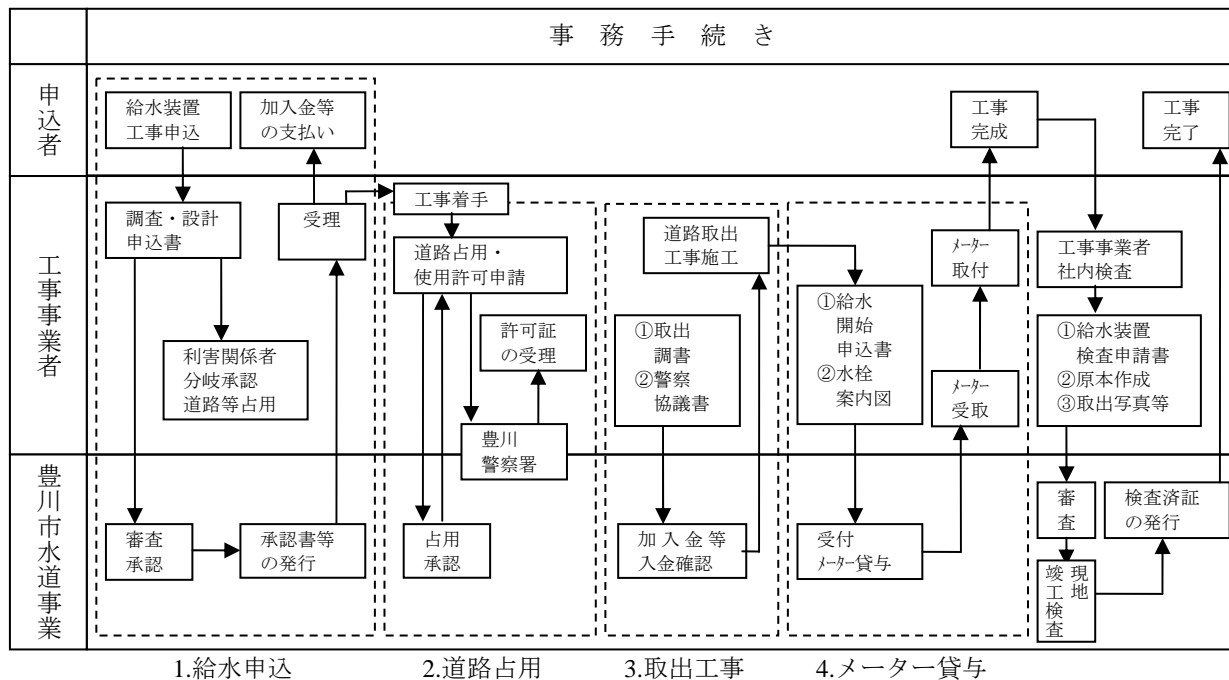
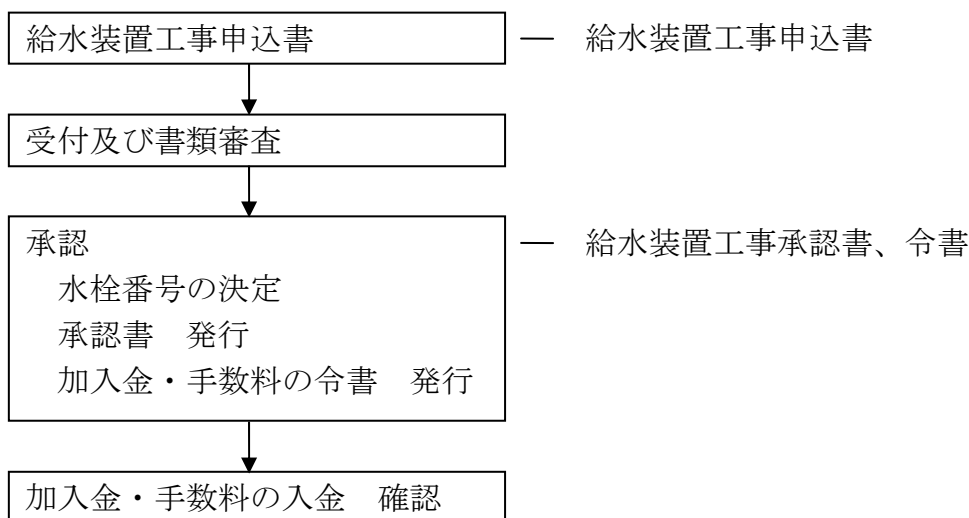


4 申請

『給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をしようとする者は市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。』と給水条例に規定されているように申請し、承認をうけてから施行しなければならない。但し、修繕については事後でもよい。



4.1 給水申込



4.1.1 給水装置工事申込書

給水装置工事申込書（様式集-様式4）には、以下の内容を記載すること。

(1) 委任状

申込者の意志を確認するものとして承諾印を得ること。

(2) 公道分移管申請書

給水取出工事を伴う申込みはすべて承諾印を得ること。

(3) 土地使用承諾書

自己所有の土地でない場合は、土地所有者の承諾印を得ること。

(4) 家屋使用承諾書

自己所有の家屋でない場合は、家屋所有者の承諾印を得ること。

(5) 代理人選定届

給水区域に申込者が居住していない場合は代理人を選定し、代理人の届出印を得ること。

(6) 管理人選定届

給水取出管を共有・共用する場合は管理人を選定し、管理人の届出印を得ること。

(7) 誓約書（備考欄）

標準水栓数を越えた場合は、申込者に水の出が悪くなる可能性があることを十分に説明したうえで、次の誓約文を記入し、申込者の承諾印を得ること。

『同時使用の場合水の出が悪くても異議を申しません。』

4.1.2 申込書の添付書類

(1) 新設の場合

ア 設計図書

イ 位置図・公図

ウ 給水装置工事使用材料調書（様式集-様式5）

エ 建築確認通知書又は受理証明書

オ 配水管布設願（前面道路に配水管が無い場合のみ添付）

カ 承認工事申請書（前面道路に配水管が無い場合のみ添付）

(2) 改造の場合

ア 設計図書

イ 位置図・公図

ウ 給水装置工事使用材料調書（様式集-様式5）

エ 建築確認通知書又は受理証明書

増改築等の場合は添付すること。

オ 給水装置所有者変更届（様式集-様式22：所有者変更の場合のみ添付）

所有者変更がある場合は添付すること。

- (3) 修繕の場合
- ア 修繕工事申込書
工事完了後の提出でかまわない。
宅内の修繕に係わる場合に提出すること。
- (4) 撤去の場合
- ア 設計図書
設計図書に閉止箇所を記入すること。
- (5) 受水槽式給水の場合
- 各工事種別ごとの書類と以下の書類を添付すること。
- ア 給水設備調書（様式集-様式 6）
 - イ 水理計算書
 - ウ 受水槽構造図・受水槽詳細図
 - エ ポンプ構造図
 - オ 受水槽以降の平面図・立面図
給湯用・消火用の受水槽の場合は不要
 - カ 受水槽式給水施設調査票（様式集-様式 7）
 - キ 貯水槽水道設置届（様式集-様式 8-1）
受水槽の有効容量が 10m^3 以下の小規模な場合のみ提出すること。
- ※ 設置届を提出後、変更事項が生じた場合は貯水槽水道届出事項変更届（様式集-様式 8-2）、廃止または休止する場合は貯水槽水道廃止・休止届（様式集-様式 8-3）をそれぞれ提出すること。
- (6) 特別扱いに関する契約書を伴う場合
- 別紙「中高層住宅の水道等の特別扱いに関する契約について」に示すように、中高層住宅の水道等、特別扱いに関する契約書を伴う場合は、各工事種別ごとの書類と以下の書類を添付すること。
- ア 中高層住宅の水道等の特別扱いに関する契約締結依頼書
 - イ R 栓番調書
 - ウ 受水槽以降の平面図・立面図 ※各部屋番号を入れること。
 - エ 各戸遠隔メーター及びメーター集中検針盤の構造図
- (7) その他添付書類
- ア 権利関係等で必要な書類は添付すること。
 - イ 給水装置の統合又は分割を行う場合は、別紙「給水装置の統合分割」を参照とすること。

4.1.3 給水装置工事変更申込書（様式集-様式 10）

- (1) 給水装置工事承認書（様式集-様式 9）
- (2) 給水取出工事を含む場合は給水装置工事申込書（様式集-様式 1）を添付すること。
- (3) 設計図書

4.1.4 給水装置工事中止届（様式集-様式 12）

- (1) 給水装置工事承認書（様式集-様式 9）又は給水装置工事変更承認書（様式集-様式 11）
給水装置工事の承認を受けた者が、当該工事を中止しようとする場合に提出すること。
メーター出庫後であれば、既納の加入金は還付しない。

4.1.5 分岐承諾書

原則として、自己所有以外の給水装置からの分岐給水は認めないが、現場の条件等により分岐しなければ給水が不可能となる場合は、給水装置所有者の分岐承諾書（様式集-様式 14）を得ること。また、土地使用承諾書（給水装置工事申込書の裏面参照）に必ず承諾印を得ること。さらに共用、共有する管については、管理人選定届（給水装置工事申込書の裏面参照）に印を得ること。

なお、親栓番の改造工事申込書を同時に提出すること。

4.1.6 申請における留意事項

道路占用関係の書類と同時に提出すること。

標準水栓数はφ13mmで4栓、φ20mmで10栓、φ25mmで17栓となっていることから、これを超える水栓数を設置する予定の場合、「同時使用の場合水の出が悪くても異議を申しません。」という誓約文を給水装置工事申込書（様式集-様式 1）の備考欄へ申込者が記入し、押印して提出する。

平面図における新設管は青の実線、既設管は黒の点線で明示する。

書類は、正本1部、副本1部の計2部作成し、左側2箇所のホッチキス止めを行い提出する。なお、建築基準法の確認済証のコピーは、副本には添付しない。

給水装置工事使用材料調書（公道部分：様式集-様式 5）は、公道部分を工事する場合は全て添付する。

共同住宅の申請時は、道路から一番遠い部屋の申請において、全ての添付書類を提出する。ただし、他の部屋の申請においては、給水装置工事申込書のみ提出し、それ以外の添付書類については省略することができる。

4.2 道路占用

4.2.1 市道（都市計画道路を含む）の場合

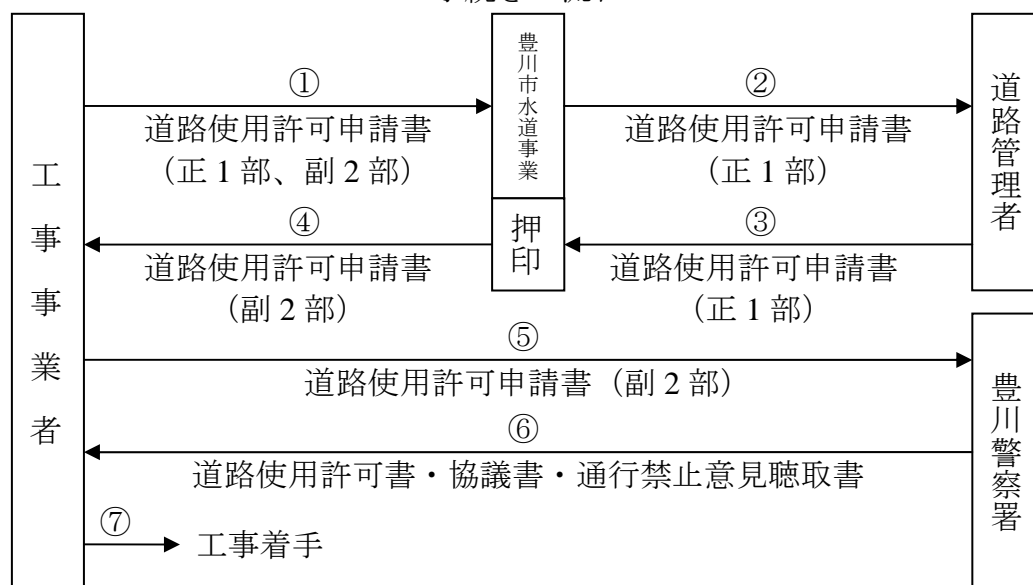
必要書類

- (1) 道路使用許可申請書（様式集-様式 15）
- (2) 協議書（様式集-様式 16）
- (3) 通行禁止（制限）意見聴取書（様式集-様式 17）
- (4) 位置図
- (5) 通行制限図
- (6) 平面図（工事方法を示したもの）
- (7) 断面図
- (8) 保安設備図、道路標識図
- (9) 水道管布設工事仕様書
- (10) 道路掘削図
- (11) 保安設備の様式図
- (12) 工事箇所の写真（両方向より撮影）

※ 交差点の場合は状況に合わせて異なる方向からの写真も追加すること。

※ 申請書は、工事着手2週間前までに市長へ3部提出すること。

手続きの流れ



※ 下水道工事と同時施工する場合は、一つの道路使用許可申請書の中で手続きを行うものとし、上水・下水のうち本管との接続箇所が申請地より遠くの方が手続きを行うものとする。

4.2.2 区画整理事業施行地区内道路の場合

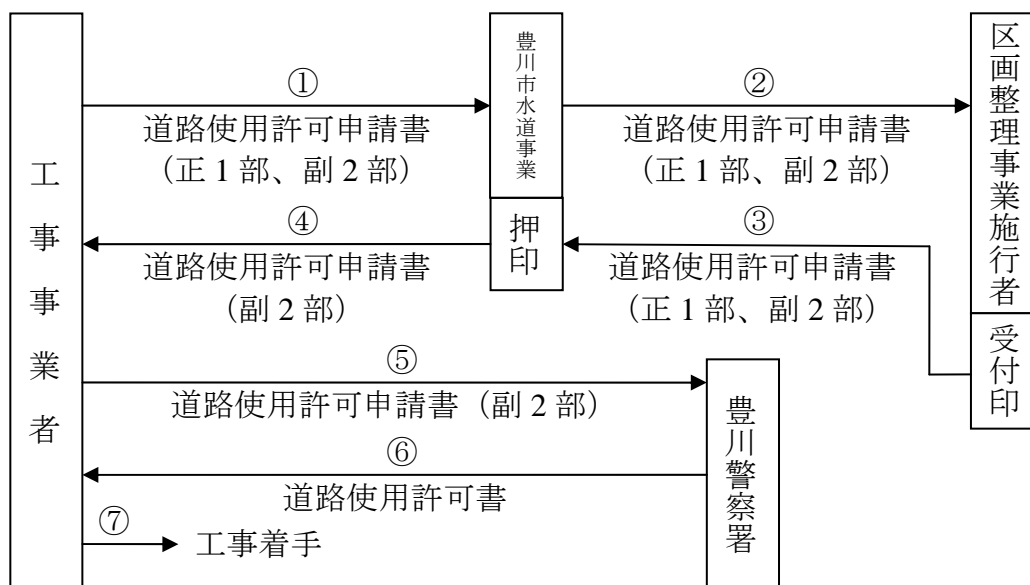
必要書類

- (1) 道路使用許可申請書（様式集-様式 15）
- (2) 位置図
- (3) 通行制限図
- (4) 平面図（工事方法を示したもの）
- (5) 断面図
- (6) 保安設備図、道路標識図
- (7) 水道管布設工事仕様書
- (8) 区画整理事業地区内工事仕様書
- (9) 道路掘削図
- (10) 工事箇所の写真（両方向より撮影）

※ 交差点の場合は状況に合わせて異なる方向からの写真も追加すること。

※ 申請書は、工事着手 2 週間前までに市長へ 3 部提出すること。

手続きの流れ



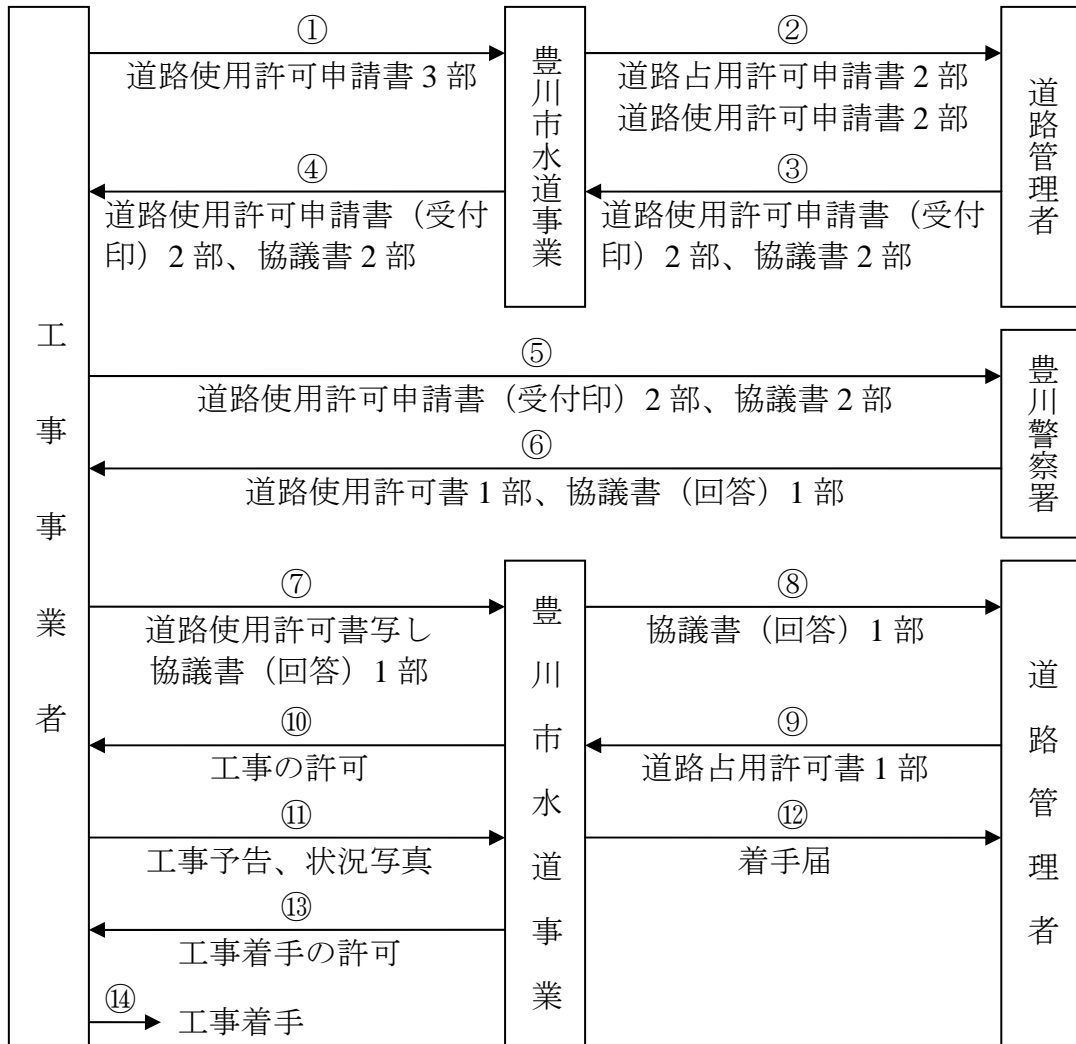
4.2.3 県道及び国道（国道1号線を除く）の場合

必要書類

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 道路占用許可申請書 | |
| (2) 前回許可書の写し | |
| (3) 占用数量内訳書 | |
| (4) 工作物又は施設の構造 | |
| (5) 道路使用許可申請書 | 3部 |
| (6) 理由書 | 3部 |
| (7) 地下埋設物確認書 | 3部 |
| (8) 位置図、箇所図 | 5部 |
| (9) 公図の写し | 3部 |
| (10) 平面図（工事方法を表示したもの） | 5部 |
| (11) 断面図 | 5部 |
| (12) 道路掘削図（掘削・復旧面積計算） | 5部 |
| (13) 通行制限図 | 5部 |
| (14) 保安設備図、道路標識図 | 5部 |
| (15) 水道管布設工事仕様書 | 5部 |
| (16) 工事箇所の写真 | 5部 |
| (17) 工程表 | 3部 |

(1) から (4) は豊川市水道事業にて作成する。(5) から (17) は上記の部数を作成し、工事着手4週間前までに市長へ提出すること。

手続きの流れ



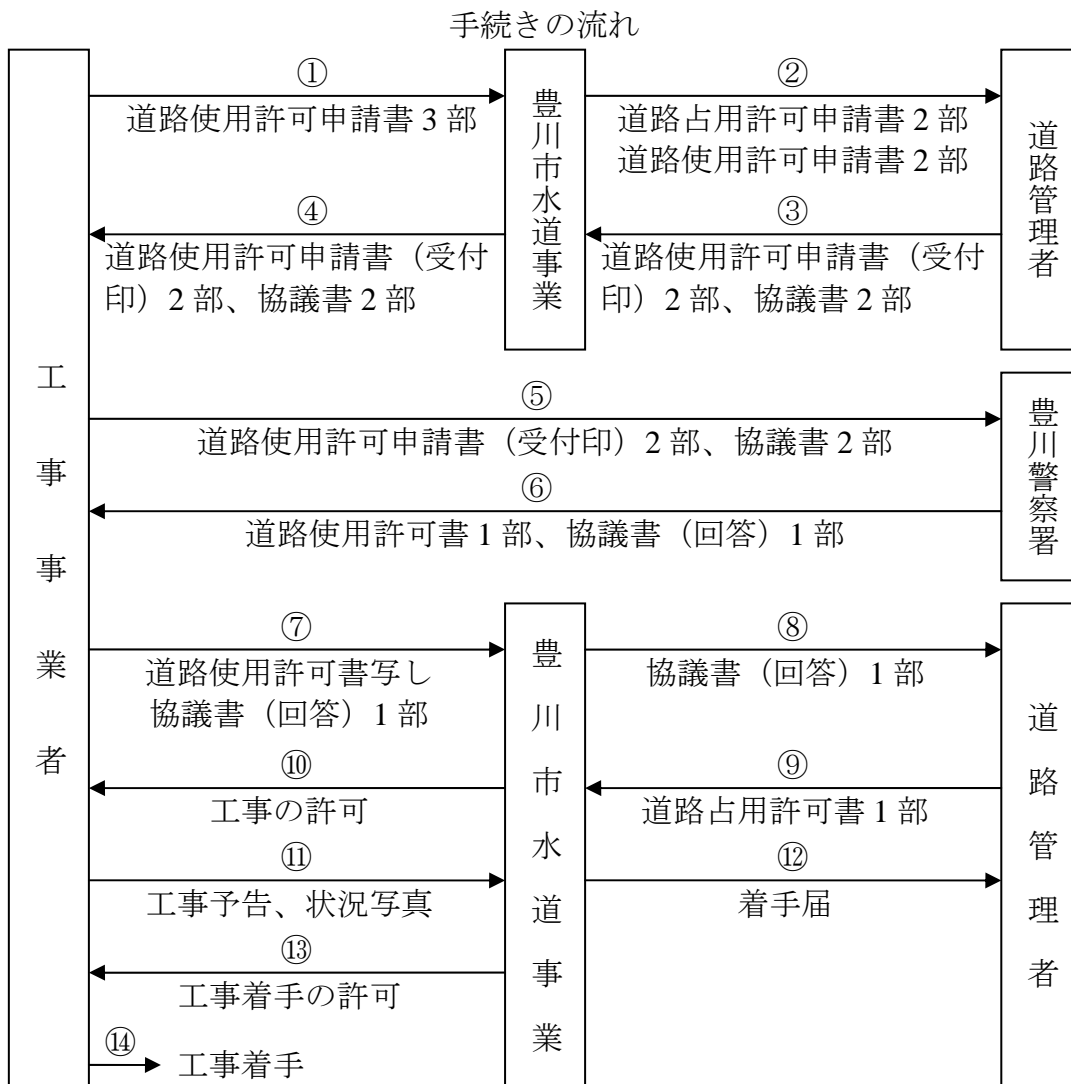
4.2.4 国道1号線の場合

必要書類

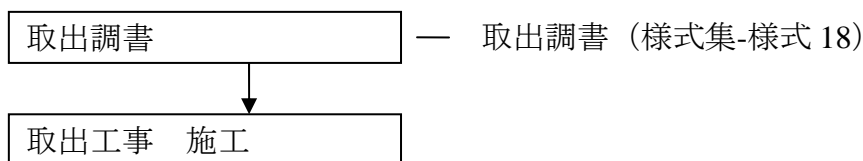
- (1) 道路占有許可申請書
- (2) 前回許可書の写し
- (3) 占有数量内訳書
- (4) 工作物又は施設の構造
- (5) 道路使用許可申請書 3部
- (6) 理由書 3部
- (7) 地下埋設物確認書 3部
- (8) 位置図、箇所図 5部
- (9) 公図の写し 3部

- (10) 平面図（工事方法を表示したもの） 5部
- (11) 断面図 5部
- (12) 道路掘削図（掘削・復旧面積計算） 5部
- (13) 通行制限図 5部
- (14) 保安設備図、道路標識図 5部
- (15) 水道管布設工事仕様書 5部
- (16) 工事箇所の写真 5部
- (17) 工程表 3部

(1) から (4) は豊川市水道事業にて作成する。(5) から (17) は上記の部数を作成し、工事着手4週間前までに市長へ提出すること。



4.3 取出工事



(1) 関連書類

取出調書 (様式集-様式 18)

(2) 添付書類

警察協議書 (様式集-様式 16) と位置図

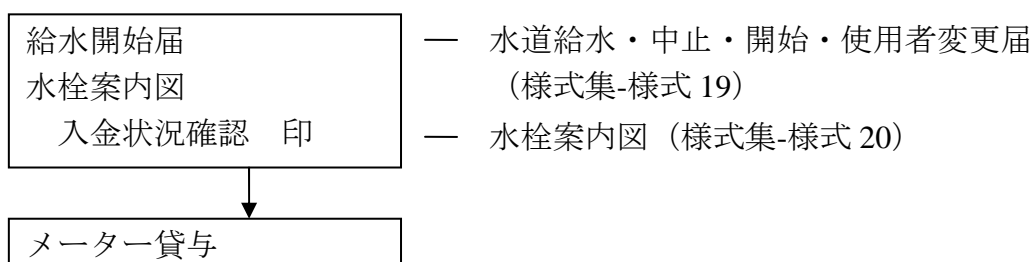
(3) 留意事項

取出工事を施工する場合、取出調書と警察協議書と位置図を合わせて提出する。なお、提出は工事着手3日前を原則とする。

断水工事を伴う場合においては、豊川市水事業工事標準仕様書、施工管理・立会基準を適用し、別に規定する断水・通水切替計画書 (様式集-様式-26) を豊川市水道事業に提出し承諾を得ること。

また、仕切弁等の操作を行う場合においては、別紙「制水弁等操作マニュアル」に基づき操作すること。

4.4 メーター貸与



(1) 関連書類

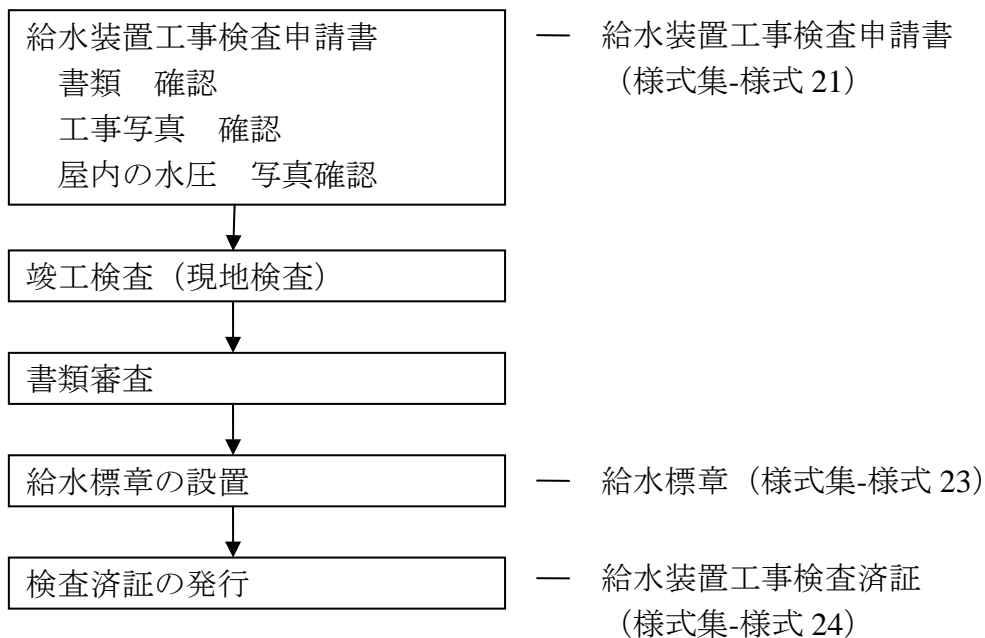
水道給水・中止・開始・使用者変更届 (様式集-様式 19)、水栓案内図 (様式集-様式 20)

(2) 留意事項

メーターを設置する場合、取出工事の施工後に給水開始申込書と水栓案内図を作成し、豊川市水道事業へ提出しメーターを受け取る。

4.5 工事検査申請

工事検査については、「5 検査」を参照とすること。



4.6 その他の申請

4.6.1 指定事業者申請

指定事業者申請については、別に規定する「給水装置工事事業者指定申請について」を参照とすること。

5 検査

5.1 材料検査

給水管、継手類及び給水器具は、性能基準適合品を使用されている確認は、認定マーク等でおこなう。なお、配水管分岐部からメーターまでの給水装置については、「2.構造及び材料」に示すように規格品及び使用承認を受けた材料を使用すること。

5.2 水圧検査

竣工した給水装置に対して、メーターから二次側においての試験水圧（1.75Mpa）を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他異常がないことを確認すること。

5.3 水質検査

既設管との接続時に残留塩素が0.1mg/l以上となっていることを確認すること。また、観察により、臭気、味、色、濁り等が異常でないことを確認すること。

5.4 工事事業者検査

工事事業者検査は、事業者が社内で独自に行う検査で、給水装置申込書のとおり施工できているか確認するとともに、給水栓類を全開し吐水量や作動状況等が正常に作動しているかの機能検査を、また、使用水量がメーターを通過しているか確認すること。

5.5 検査の申請

竣工検査を受ける工事事業者は、工事完了後2週間以内に給水装置工事検査申請書及び竣工図、工事写真、検査用の給水装置工事検査申請書及び竣工図（写し）を提出し検査を受ける。なお、この検査には、給水装置工事主任技術者が立ち会うこと。

5.6 竣工検査

給水工事の竣工検査は、次の各号に掲げる事項について行う。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 給水管の管種、口径、材質、延長及び埋設深度、メーター・止水栓・バルブ等の位置等について設計図との照合
- (2) 給水装置が構造材質基準に適合していることの確認。
- (3) 立ち上がり管及び給水器具等の取付状態
- (4) 水道管以外とのクロス接続の有無

- (5) 露出配管の防護措置（防寒、防食など）
- (6) 給水管の埋設深度の適否
- (7) 水圧試験 1.75Mpa 1分間
- (8) 公道上の埋め戻し、転圧、路面復旧の状態
- (9) その他管理上必要と認める事項

5.7 中間検査

給水装置工事竣工後において「6.6 竣工検査」各号の検査をすることができない場合は、中間検査を受けること。

5.8 指示書

竣工検査の結果、検査員が手直しが必要と認めた場合は、その指示書（様式集-様式 25）で指示する。

5.9 再検査

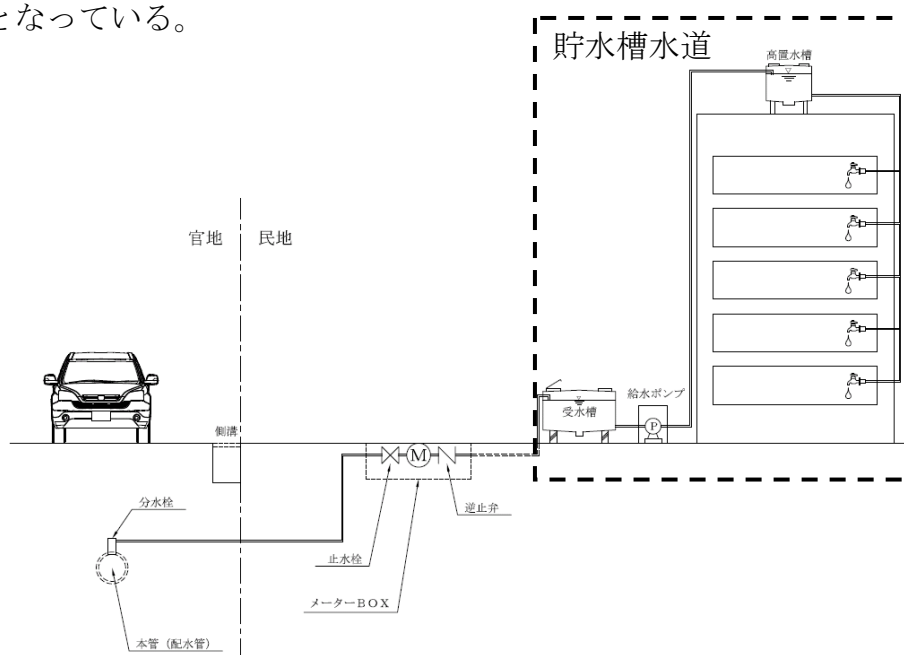
竣工検査の結果、不合格の場合、給水装置工事主任技術者は速やかに手直しを行い、再度検査を受けること。

6 貯水槽水道

6.1 総則

前述の「1.2 管理区分」に示すように、基本的には、配水管から分岐された給水装置のうち、止水栓までが市の管理の対象である。つまり、止水栓以降に設置されている貯水槽水道についても同様に、設置者がその管理義務を負うものである。市は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。（条例第37条第1項）ここでは、設置者が、受水槽等の施工及び維持管理を行うにあたり、遵守すべき項目を以下にまとめる。

貯水槽水道とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものを言う。（水道法第14条の2第5項）貯水槽水道は受水槽の有効容量によって、簡易専用水道と小規模貯水槽水道に分類され、その施設の構成は下図に示すようなものとなっている。



貯水槽水道は、受水槽、給水ポンプ、揚水管、高置水槽、給水管、給水栓等から構成されている。水道水は、配水管から給水装置を経由して受水槽に自動的に給水される。

6.1.1 簡易専用水道

水道事業者から供給される水だけを水源とするもので、受水槽の有効容量が 10m^3 を超えるものをいう。ただし、専用水道に該当するものは除かれる。

簡易専用水道の管理については、設置者が水道法第34条の2に基づいた水質

検査、受水槽の清掃を行うとともに、年 1 回厚生労働大臣の登録を受けた検査機関の検査を受ける義務が課せられている。

ビル管理法の適用がある簡易専用水道については、同法の規定により管理されるものであり水道法による規制を重複させない。

なお、水道法 34 条の 2 第 2 項の検査についての規定はビル管理法が適用される簡易専用水道についても適用される。

6.1.2 小規模貯水槽水道（簡易専用水道以外の貯水槽水道）

簡易専用水道、専用水道、ビル管理法適用水道のいずれにも該当しない受水槽以下の水道設備である。つまり受水槽の有効容量が 10m^3 以下の小規模のものである。小規模貯水槽水道の管理については、水道事業給水条例に基づき設置者が管理し、また定期的に水質検査をしなければならない。

6.1.3 管理基準（簡易専用水道、小規模貯水槽水道）

次に掲げる管理基準に従い管理する。

- (1) 水槽の掃除を 1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な処置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる処置を講ずること。

6.1.4 簡易専用水道の管理の検査

簡易専用水道の設置者は年 1 回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関の検査を受けることが義務付けられている。（水道法第 34 条の 2 第 2 項）

（検査内容）

- ・ 施設の外観点検、貯水槽の周辺や内部等の施設検査
- ・ 給水栓における水質検査（水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素の有無）
- ・ 水槽の掃除の記録等書類の整理保存状況

6.1.5 小規模貯水槽水道の水質検査

小規模貯水槽水道の設置者は年 1 回、給水栓における水の色・濁り・臭い・味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。（水道事業給水条例施行規程第 28 条）

6.2 受水槽

受水槽以下の給水装置の構造・設置については、「建築基準法施行令第129条の2第5項」及び「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準」〔昭和50年12月20日建設省告示第1597号（改正、昭和57年10月建設省告示第1674号、同62年11月同省告示第1924号）〕によりその基準が定められている。

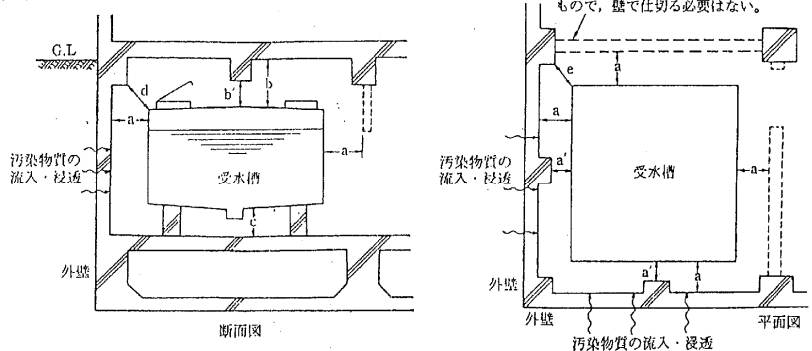
6.2.1 受水槽の設置位置

受水槽の設置位置は、受水槽内の飲料水が汚染されず、保守点検を容易に行うに必要な空間が確保され、明るく清潔で、換気の良い場所に設置する。

受水槽を屋内等に設置する場合における保守点検に必要な空間は、図6.1のように受水槽の天井、底又は周壁などすべての部分の空間が確保されていること。

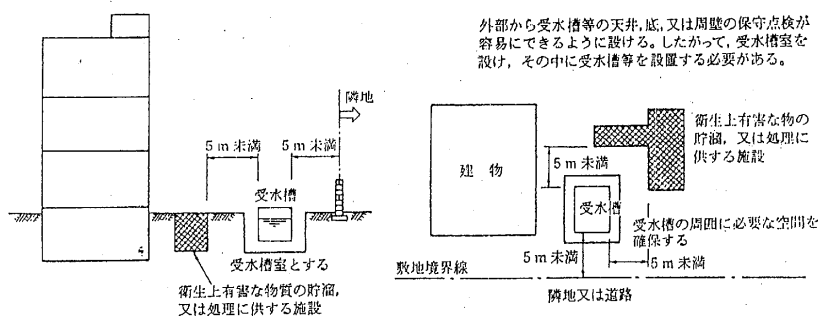
また、受水槽を地下に設置する場合は、受水槽から衛生上有害なものの貯留、又は処理に供する施設までの水平距離が5m未満の場合は、図6.2のように受水槽の周囲に必要な空間を確保すること。受水槽の上部器具類を設置することは避けるべきであるが、やむを得ずポンプ、ボイラ、空調調和機等の機器を設置する場合は、図6.3のように受け皿を設けるなどの措置が必要である。

図 7.1 受水槽の設置例



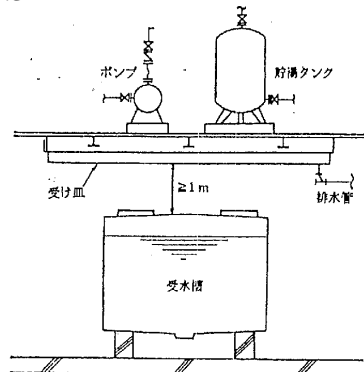
a, b, c のいずれも保守点検が容易にできる距離とする（標準的には a, c ≥ 60 cm, b ≥ 100 cm）。また、梁・柱等はマンホールの出入りに支障となる位置としてはならず、a, b, d, e は保守点検に支障のない距離とする。

図 7.2 衛生上有害なものの貯留又は処理に供する施設と受水槽の関係



外部から受水槽等の天井、底、又は周壁の保守点検が容易にできるように設ける。したがって、受水槽室を設け、その中に受水槽等を設置する必要がある。

図 7.3 受水槽の上部に機器類を設置した場合の一例

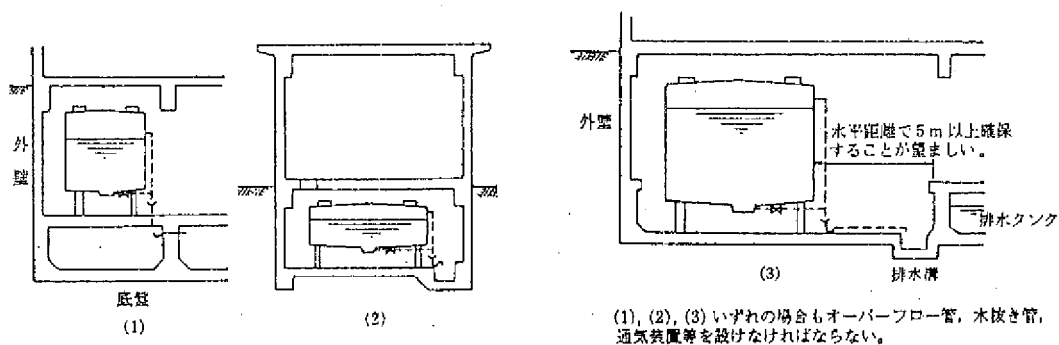


6.2.2 受水槽の構造

受水槽の構造は、以下の項目に適合しなければならない。

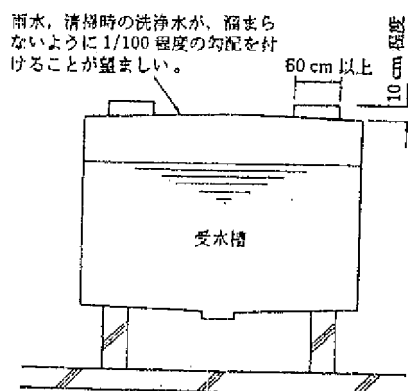
- (1) 受水槽の天井、底又は周壁は、受水槽の外部より衛生上有害な物質の流入、浸透の危険を排除するため、建築物の床版や外壁などと兼用してはならない。

図 6.4 受水槽の設置例



- (2) 受水槽の内部点検又は清掃の為に、容易に出入りができるよう直径 60 cm 以上のマンホールをタンク上部に設置し、タンク上部から 10cm 以上立ち上げるとともに、次に示す条件を満足するような措置を講ずること。
 - ア 保守点検をする者以外の者が、容易に開閉できない鍵付きの構造のものであること。
 - イ 汚水、雨水など有害な物質が流入しないよう完全に密閉式、二重蓋等の構造であること。
 - ウ 振動、風圧などで容易にはずれたり、隙間ができないような構造のものであること。

図 6.5 マンホールの取付け

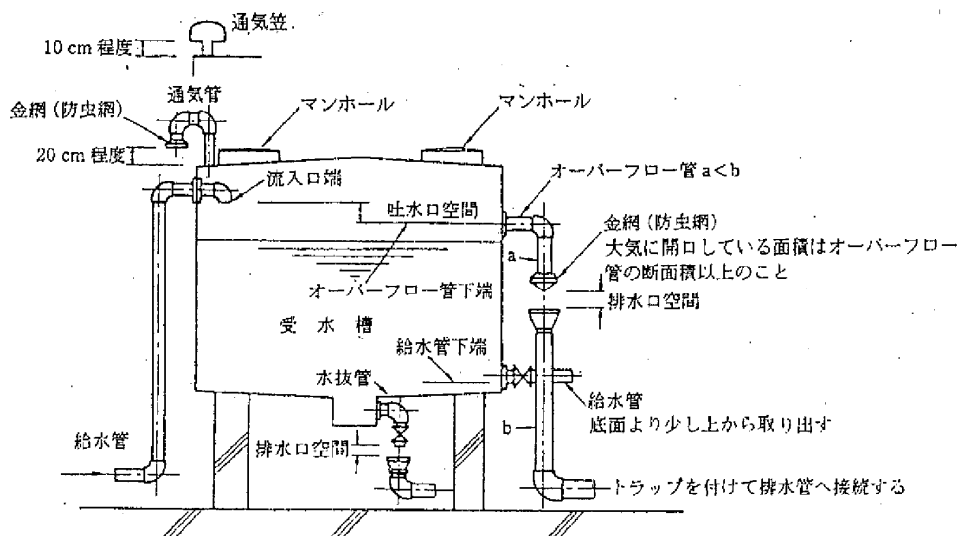


- (3) 受水槽内部に、飲料水以外の配管設備を設けたり、また、タンクの上部にポンプ、ボイラー、空調用機器、その他飲料水を汚染するおそれのある設備は設置しないこと。
- (4) 受水槽の流入管には、逆流防止のため吐水口空間を確保するとともに、満水、濁水警報装置をできるだけ設けること。
- (5) 受水槽には、ほこり、その他衛生上有害な物質が入らないよう、オーバーフロー管及び通気のための有効な装置を設けること。

オーバーフロー管は、流入水量を十分に排出できる管径とし、その排水口は間接排水とするため開口しておく。この開口部には、オーバーフロー管の有効断面積を縮小したり、排水時も障害がないような金網などを取り付けること。

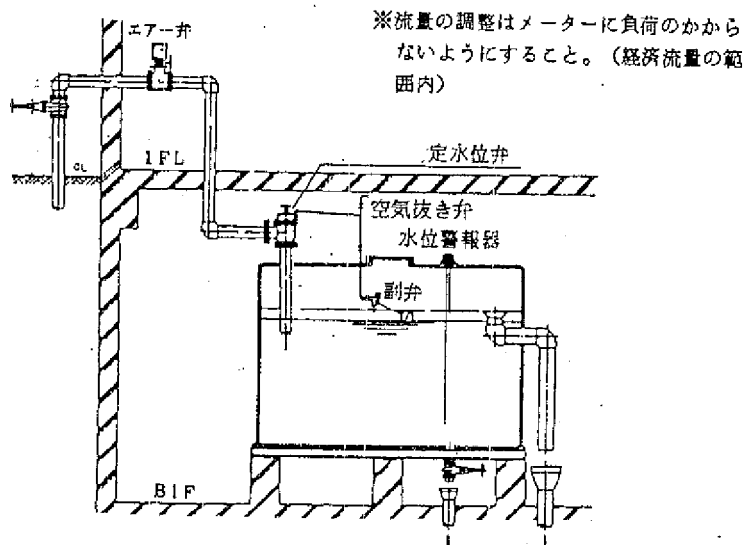
なお、受水槽有効容量が 2m^3 未満の場合、オーバーフロー管で通気が行われるため、通気装置は不要である。

図 6.6 オーバーフロー管及び通気装置例



- (6) ボールタップから受水槽に供給する水によってウォーターハンマーが生じる場合、防波板、エアークンパー等を設置すること。
- (7) ボールタップ口径 25mm 以上の場合、定水位弁を設置すること。
- (8) 受水槽低水位 (L.W.L) は、受水槽低面から 15 cm 以上とること。
- (9) 受水槽を地下に設ける場合、エアークンパーと定水位弁を必ず設置すること。
- (10) 地下水が受水槽に混入しない構造とすること。

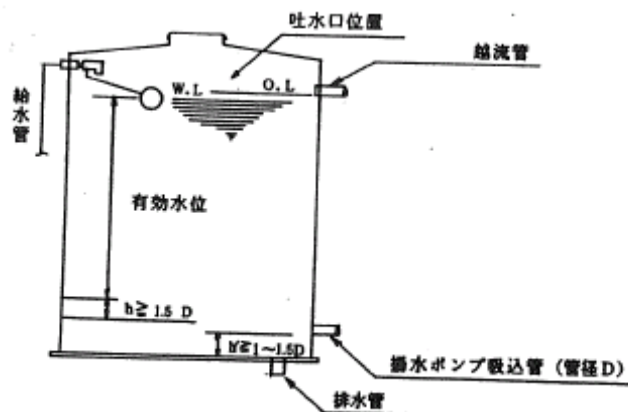
図 6.7 地下に受水槽を設置する場合



6.2.3 受水槽容量の決定

- (1) 受水槽の有効容量は、1日平均必要水量の 10 分の 4 から 10 分の 6 を標準とする。なお、使用水量、使用時間及び給水量を考慮すること。(1日平均必要水量の範囲内)
- (2) 受水槽の有効容量は、図 6.8 のとおりである。

図 6.8 受水槽の有効容量



(3) 1日平均必要水量の算出

1日平均必要水量の算出は、表 2.2 に示す建物種類別単位給水量・使用時間・使用人員を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを考慮して算出すること。

1日平均必要水量の算出には、次の方法がある。

- ア 一人一日使用水量×使用人員（又は単位床面積当たり人員×床面積）
- イ 建築物の単位床面積当たりの使用水量×床面積

(4) 受水槽容量の計算例

受水槽容量を求めた例は表 6.1 に示すとおりである。摘要欄に示す単位給水量は、前述の表 2.2 に示された一日あたり単位給水量の中間値を採用している。また、受水槽係数は10分の5として計算している。

表 6.1 受水槽容量の計算例

用途名	1戸当り標準水量	受水槽容量計算例	摘要
集合住宅	1日を15時間としてこの7.5時間分を貯留する 7.5/15	1戸4人で9戸の場合 $275 \frac{\text{リットル}}{\text{人}} \times 7.5 \div 15 \times 36 \text{人}$ = 4.95m ³	使用者1人1日 275 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$ 。
保養所	1日を10時間としてこの5時間分を貯留する 5/10	使用者約100人の場合 $650 \frac{\text{リットル}}{\text{人}} \times 5 \div 10 \times 100 \text{人}$ = 32.50m ³	使用者1人1日 650 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$ 。 (使用者に従業員含む)
デパート・スーパーマーケット	1日を10時間としてこの5時間分を貯留する 5/10	来客者約1,000人の場合 $22.5 \frac{\text{リットル}}{\text{人}} \times 5 \div 10 \times 1,000 \text{人}$ = 11.25m ³	来客数1人1日 22.5 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$ 。 (来客数に従業員含む)
官公庁・事務所	1日を9時間としてこの4.5時間分を貯留する 4.5/9	在勤者100人の場合 $80 \frac{\text{リットル}}{\text{人}} \times 4.5 \div 9 \times 100 \text{人}$ = 4.00m ³	在勤者1人1日 80 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$ 。
総合病院	1日を16時間としてこの8時間分を貯留する 8/16	100病床の場合 $2,500 \frac{\text{リットル}}{\text{床}} \times 8 \div 16 \times 100 \text{病床}$ = 125.00m ³	1病床1日 2,500 $\frac{\text{リットル}}{\text{床}}$ 。 (設備内容により水量を加算する)
飲食店	1日を10時間としてこの5時間分を貯留する 5/10	延客者200人の場合 $92.5 \frac{\text{リットル}}{\text{人}} \times 5 \div 10 \times 200 \text{人}$ = 9.25m ³	延客数1人1日 92.5 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$ 。 (延客数に店員含む)
小中普通高等学校	1日を9時間としてこの4.5時間分を貯留する 4.5/9	生徒1,000人の場合 $155 \frac{\text{リットル}}{\text{人}} \times 4.5 \div 9 \times 1,000 \text{人}$ = 77.5m ³	生徒1人1日 155 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$ 。 ←155 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$ (生徒1人 85 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$ + プール加算分 70 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$) (生徒数に教員含む)